

建設業法に基づく技術検定合格者の確認について

本工事（業務）は、【○級建設機械施工技士・○級土木施工管理技士・○級建築施工管理技士・○級電気工事施工管理技士・○級管工事施工管理技士・○級造園施工管理技士】又はこれと同等以上の資格を有する技術者を配置するものであり、建設業法に基づく資格（【○級建設機械施工技士・○級土木施工管理技士・○級建築施工管理技士・○級電気工事施工管理技士・○級管工事施工管理技士・○級造園施工管理技士】）の確認のため技術検定合格証明書（写）の提出を求めています。平成27年度試験より技術検定の受検に必要な実務経験年数の計算基準日の変更されることを踏まえ、技術検定の合格後、合格証明書の受領までの期間は、指定試験機関が通知する合格通知書の確認で足りるものとします。

なお、合格通知書での確認は、合格証明書発行までの暫定的な確認手段とします。

※上記については、入札説明書に記載されている技術者資格が対象となります。